

参考資料 2

新経済成長戦略

フォローアップと改訂

(地域活性化パート抜粋)

平成 20 年 9 月

III. 地域・中小企業・農林水産業・サービスの未来志向の活性化

1. 未来志向の地域活性化

(1) 総論

世界的な資源価格、食料価格の高騰は、企業収益への悪化や家計消費の冷え込みにつながっており、我が国の地域経済においても影響が顕在化している。特に、農林水産業、運輸業等への影響が目立っている。また、高齢化の進展に伴い、介護・福祉・医療を始めとするサービスの重要性が一層高まっているが、地域コミュニティの崩壊など地域における生活者にとっての安心基盤への不安はますます募っている。さらに、食を始めとする商品・製品の安全性に対する懸念も根深く存在している。

一方、我が国の位置付けを国際的視点から見れば、世界最高水準のエネルギー効率を実現した省エネ国家であるとともに、評価の高い農林水産物等を世界市場に提供できる潜在力を持っており、創造性豊かな産業集積も有している。実際、企業・地域によっては、資源価格や食料価格の高騰、安全・安心への関心の高まり、といった経済環境の急激な変化をチャンスに変えて発展を実現した例も見られる。これらの変化は、我が国のみならず世界各地の経済に対して多大な影響を与えている。我が国は、むしろ世界に打って出る機会を得たと考え、未来志向で地域の活性化に取り組むべきである。

地域活性化の取組に当たっては、「地方再生戦略」等に基づき、「地域の発意や創意工夫を起点とし、国はそれを的確に後押しする」ことを基本姿勢とする。その上で、定住自立圏構想や広域地方計画等の地域間連携の仕組みを活用し、地域成長力強化、地域生活基盤確保及び低炭素社会づくりを重点的に推進する。

(2) 具体的取組

① 低炭素・省エネ・省資源型の地域社会システムの推進

現下の資源価格の高騰は世界的な需給逼迫を一因とするものであり、既に世界最高水準の省エネ・省資源国家を実現した我が国において、企業や国民の個々の努力に頼るだけでは必ずしも対応しきれないものとなっている。持続可能な経済発展を具体的に見える形で実現するためには、経済活動・社会活動の合理性を確保しつつ、既存の行政単位にとらわれることなく定住自立圏構想に謳われるような地域間での連携を進め、地域が一体となって取り組んでいくことが重要である。

1) 低炭素・省エネ・省資源型社会を見据えた地域づくり

低炭素・省エネ・省資源型の地域社会の実現に向けて、事業者間の連携や事業者と地域住民等の連携を進め、まちづくりや公共インフラ整備等の段階から低炭素・省エネ・省資源型の地域社会をデザインし、地域力を最大限に発揮することが重要である。

このため、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」の取組を推進し、国民生活や社会の在り方の変革を促すことが重要である。

また、我が国がこれまで培ってきた世界最先端の環境力、技術力などを活用し、低炭素社会・安心社会の実現に向けた「先駆的な社会システム」のモデルを地域ぐるみで実証する取組を支援するとともに、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中する取組を支援し、まちの再設計を図る。

さらに、持続可能な地域システムを創造する鍵となる低炭素型のコンパクトシティの実現に向けて、人と環境に優しい自転車利用環境整備の推進や公共交通の走行環境の整備など、都市・地域における総合的かつ戦略的な交通施策を推進する。併せて、その拠点となる地区等において、都市機能の適正な立地誘導を図るとともに、公民連携による包括的な都市環境対策を推進する。

その他、地域社会のデザインにおける様々な課題（住工混在、良好な景観形成、緑地、エネルギー供給システム、バイオマス資源の地産地消、環境的に持続可能な交通（E S T）、リサイクル等の資源循環システム）について検討を行い必要な支援を講ずる。あわせて、コンパクトシティ実現に向けたこれらの取組等を含む実効性あるCO₂削減計画の策定及び実施を支援する。

2) 低炭素・省エネ・省資源型社会に対応する取組の普及・展開

低炭素・省エネ・省資源型の地域社会を実現するためには、まちづくりや公共インフラ整備にとどまらず、地域の自治体、事業者、住民が一体となった取組やその主体となる人づくりを進めていくことが必要である。

このため、エコポイント制度等の消費者への効果的なインセンティブ付与により環境の取組を推進するビジネスを支援するとともに、地域コミュニティーにおいて、環境保全型の地域活性化を担う事業型環境NPOや社会的企業の立ち上げ支援を進めるとともに、民間資金を集めてこれらの事業に投融資するコミュニティ・ファンドの取組を支援する。

さらに、地域社会を担う人づくりとしての環境教育を含む持続可能な開発のための教育（E S D）を進めるため、関係省庁との連携の中で、産業界関係者のデータベース整備及び教育機関への派遣、カリキュラム（教材）の作成、学校関係者の企業内環境研修への派遣、発達段階に応じて、学校教育を

含むあらゆる機会を通じて持続可能な社会について教え学ぶ仕組みづくり、ESDの推進拠点としてのユネスコ・スクールの増加に向けた支援、ESDコーディネーター育成等の地域におけるESDの取組等を一層強化する。さらに、各地域における草の根の活動を地域における様々な主体とともに支える。

農山漁村を中心として地域に豊富に存在するバイオマスの利活用を促進するため、市町村を中心に、広く地域の関係者が連携して、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマстаун」構想の取組を拡大する。加えて、温室効果ガスの吸収機能を持つ森林の整備、炭素固定、排出削減効果を持つ木材・森林バイオマスの利活用等を図る。さらに、低炭素社会の実現に向けて、農林水産関係者の温室効果ガス排出削減の努力の「見える化」に向けた取組を促進する。

また、「ユビキタス特区」地域において、小売店・スーパー等と連携し、家庭におけるCO₂排出量を可視化する「ユビキタス環境立国」モデルの開発・実証事業を行う。

【図2-III-1】



② 農商工連携等による農林水産業の競争力の強化

新興国の著しい経済成長は食料需要の飛躍的増大につながっており、穀物等の食料価格は近年著しく高騰している。これが、食料品の多くを輸入に依存している我が国の消費者物価上昇の要因となっている。

一方、我が国は、小麦や飼料穀物の輸入に伴い、カロリーベースの食料自給率こそ40%にとどまっているものの、高品質な農林水産物等を供給する潜在力を有しており、実際、我が国の農林水産物等は海外で高い評価を得ている。

農林水産業は、「(地域の)外からお金を引っ張ってくる」ことができ、食品関連産業や関連機器設備の製造業・施工業等などへの波及効果も大きい地域の基幹産業である。また、食の安全確保は健全な農林水産業の発展なくして実現できない。農林水産業就業者の就労所得は低水準で推移しており、一次産業比率の高い地域では有効求人倍率が低水準である地域が多い傾向がある。

最近の食料価格高騰や食の安全への関心の増大により、日本産の農林水産物等の飛躍の環境が用意されつつある。これらの環境変化を踏まえ、水田をフル活用するなど我が国農林水産業の供給力・競争力を強化するとともに、国産農林水産物の需要喚起を図る。さらに、農商工連携の推進、省エネ・省資源型の構造転換、新たな市場の創出等により、食料自給率の向上に向けて「強い農林水産業」を創出し、地域経済の活性化を実現する。

1) 農林水産業を支える商取引ネットワークの強化

「攻め」の農林水産業を強化する機会を具体的な成功事例につなげるため、農林水産業を支える商取引ネットワークを強化する。

このため、流通の合理化を図りつつ市場の多様なニーズを生産者に伝え、また、その結果生まれた生産物を消費者に確実に届ける仲介機能を有する「地域商社」の起業・発展を促進する。また、これらの取組を進めようとする経営意欲に溢れる担い手に対し必要な投資・融資が提供されるよう、資金調達面での支援や環境整備を図ることが重要である。

2) 未来に向けた農林水産業における産業基盤の強化

(i) 「所有から利用への転換」による優良農地の確保と有効利用

最も基礎的な食料生産基盤である農地について、「農地政策の展開方向について」(平成19年11月6日農林水産省)に基づき、農地の所有から利用への転換を図り、農地の有効利用を促進することが重要である。これにより、集落営農の法人化、農業生産法人の経営発展、農業経営の意欲に溢れた者等の参入による農地の有効利用が促進される。このため、長期間の農地の賃貸借を可能とするなどの貸借の規制の見直し、

面的集積を促進する仕組みの構築、農地情報の一元化とその活用の促進等の必要な措置を行うことが期待される。

(ii) 農業の将来を担う農業経営の育成

意欲と能力のある担い手の育成と経営発展を図るため、「21世紀新農政2008」(平成20年5月7日食料・農業・農村政策推進本部)に基づき、農業経営の法人化への取組を推進する。経営の発展段階に応じて、異業種との連携等も活用した新規作物の導入、農産物の加工販売、新たな販路の開拓等の取組や、経営診断を通じた経営管理能力の向上等への支援を行うことにより、多様な農業経営の発展を促すことが重要である。

また、農業においては担い手の高齢化により、後継者不足に悩む農家が数多いものの、就農を希望する若者や団塊世代は少なくなく、直近10年間で新規就農者数は増加¹している。このため、農家出身・非農家出身にかかわらず若者の就農を促進するとともに、他産業の経験を有する団塊世代などの農業への参入を支援するため、情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着の各段階に応じた支援を行うことが重要である。集落営農を支える人材の確保や農業法人等への雇用による就農の促進に向けた支援を行うことが重要である。

(iii) 省エネ・省資源型農業への構造転換の実現

近年の燃油価格や肥料価格、飼料価格の高騰は、農業経営に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。したがって、省エネ技術の導入や効率的な施肥体系への転換等を通じて農業経営の体質を強化していくことが、食料の安定供給の確保といった観点からも重要な課題となっている。

このため、省エネ型機械・設備や効率的施肥技術の導入、農業者による燃油や肥料の使用量を低減する取組を推進する。また、配合飼料価格安定制度により畜産経営への影響を緩和するとともに、国産飼料の生産・利用の拡大を推進し、飼料自給率の向上を図る。

(iv) 国産材の需要拡大を活かした林業・木材産業の再生

国産材の利用拡大を軸とした林業及び木材産業の再生を実現するため、「森林・林業基本計画」(平成18年9月農林水産省)に基づき、林

¹ 新規就農者は、直近10年間で約24000人増加。
(平成8年：50900人 → 平成18年：74500人)
【出典：農林水産省「農業構造動態調査」「農業センサス」等】

業事業体の育成や「緑の雇用」等による担い手の確保・育成、森林施業の集約化、路網の整備等による林業生産システムの大幅な効率化、加工流通体制の整備を含む国産材の低コストかつ安定的な供給体制の確立を図ることが重要である。

また、こうした取組とともに、間伐材チップの紙製品への利用や住宅分野・公共事業等における国産材の利用拡大などによる未利用木質資源を含む森林資源の徹底した利用を促進する。さらに、原油価格の高騰に対応し、農業分野（施設園芸等）も含め化石燃料から未利用木質資源への燃料転換を図る。

（v）燃油高騰等を克服する力強い水産業の育成

漁業は、他産業と比べて経費に占める燃料費の割合が高く、近年の燃油価格の急激な高騰が深刻な影響を及ぼしている。特に、漁業・水産流通加工業が基幹産業となっている離島を含む漁村地域経済の再生が喫緊の課題となっている。このため、以下の対策等を講じ、燃油高騰を克服する力強い水産業を育成するとともに、漁村地域の活性化を図る。

ア) 水産業の体质強化及び水産物の安定供給の確保

省燃油操業実証事業の実施等省エネ型漁業操業形態への転換、流通対策、漁業共済機能の活用等による効率的かつ安定的な経営体の育成・確保、水産資源の回復及び漁場環境の保全等を推進する。

イ) 異業種との連携による水産業・漁村の活性化

漁業以外の分野の異業種の事業者・起業家が持つノウハウや技術を活用して、漁業生産から流通・加工・販売にわたる先駆的なビジネスプランの事業化を推進する。

3) 「植物工場」の普及・拡大や畜産新技術の開発・普及

農業は、元来、予測の難しい天候不順のリスクや多くの場合年1回しか収穫できないという生産サイクルの制約等の特性を有しており、安定的な供給が困難とされてきた。また、連作障害の問題やかんがい排水設備の維持・管理などの土地利用に要する費用が大きく、土壤特性や気象条件、栽培品種の違いに伴って非常に複雑な生産管理を要するため、農業経営には熟練された知識と経験が不可欠とされてきた。

近年、植物工場と呼ばれる人工的環境制御による施設内における作物の自動周年生産システムが確立されつつある。これまで、閉鎖空間での水耕栽培については、設備コスト、ランニングコストが大きすぎることにより投資の

回収が困難である等の課題が指摘されてきた。しかし、先進的取組においては、失敗から得た教訓を活かし、技術開発の一層の推進と農業生産・経営に関する知見やノウハウの分析・活用に取り組んでいる。こうした新たな食料生産システムの普及・拡大は、食料の安定供給と農業の産業化を同時に実現する可能性を秘めており、環境への影響にも配慮しつつ積極的に支援する。

一方、畜産分野においては、規模拡大等により、低コスト化が進められているところであるが、人の代わりに自動的に搾乳を行う搾乳ロボットや、子牛に自動的に代用乳を与える哺乳ロボット等のハイテク技術を用いた省力化を図ることができる飼養管理技術等について、その開発・普及を推進する。

【図2-III-2】

「植物工場」の先進的な取組事例

○株式会社フェアリーエンジェル

福井県等の工場において、完全密閉クリーンルーム内で室内空調や人工光を採用し、野菜に必要な栄養分をコントロールして栽培することにより、年間を通じて安定的に商品を提供。



<クリーンルーム内部の生産設備>

- 工場で生産した野菜を「てんしの光やさい」として百貨店・高級スーパーの野菜売り場、高級レストランへ出荷。
- 産地直送レストラン「天使のカフェ」を経営し、「てんしの光やさい」をふんだんに使用した料理を提供。

4) 日本産農林水産物等の輸出促進

近年、我が国の農林水産物等の品質の高さ等が評価されており、一部の国では高級食材としての使用が拡大している²。特に、世界的な「日本食ブーム」を背景に、幅広い農林水産物等に対して需要が高まっている。

このため、「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に基づき、関係府省、都道府県、民間団体等が連携を図り、我が国の高品質な農林水産物等の輸出促進を加速化し、2013年までに1兆円規模の輸出目標達成を図る。

5) 中小食品企業によるHACCP³手法の導入促進

食品についての安全性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が高まる一方、食品産業においては、食品製造業の大半を占める中小企業のHACCP手法の導入は低調である。

このため、中小食品企業におけるHACCP手法の重点的な導入を促進するため、HACCP法による支援を講じる。また、HACCP導入セミナー、現場責任者・指導者養成研修等の取組や、HACCPの認知度向上

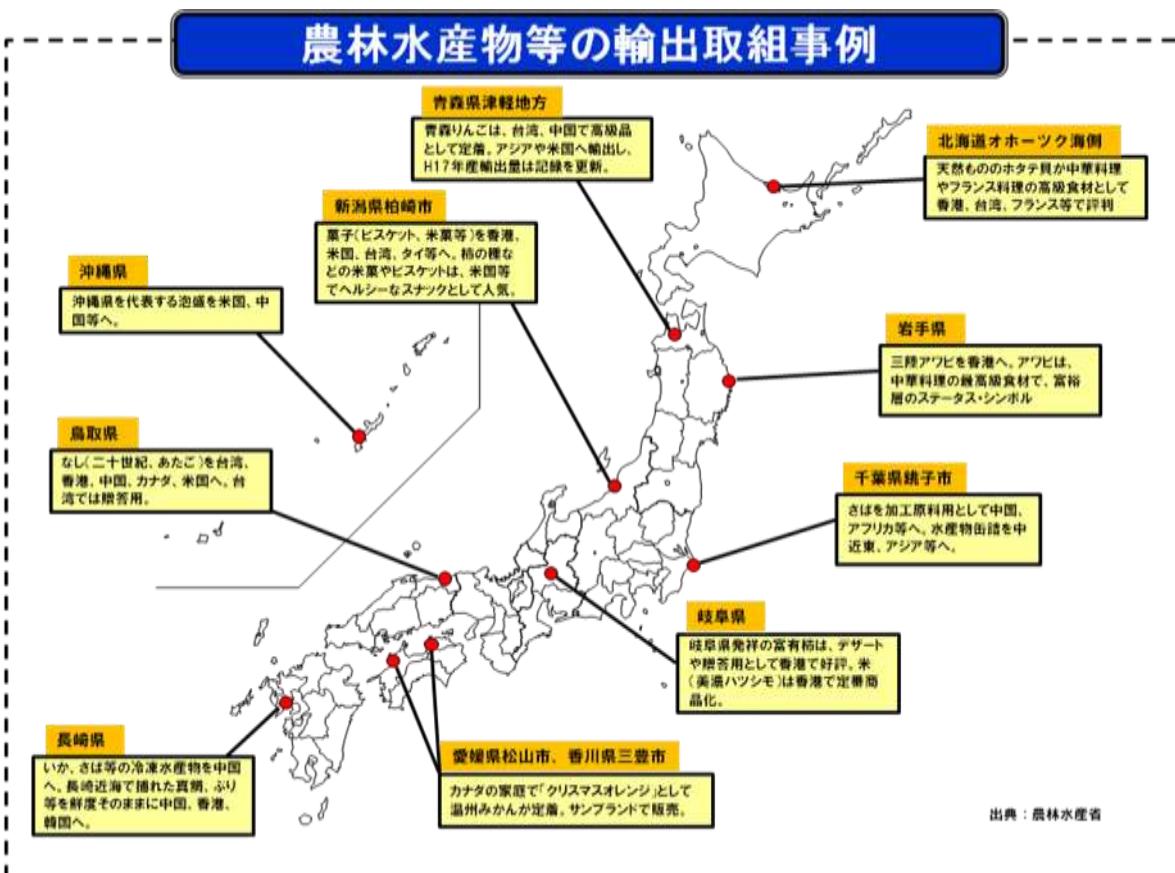
² ホタテ貝が生食用、フランス料理、中華料理の高級食材として人気があり、米国、台湾、フランス等へ輸出。

【出典：農林水産省国際部輸出促進室資料「農林水産物等の輸出促進について」】

³ HACCP手法とは、食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害要因を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する管理手法

のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進する。

【図2-III-3】



6) 究極の地域ブランド「地理的表示」の普及による世界水準のブランド育成・保護

現在のところ、我が国農林水産品の価格競争力は恵まれているとは言い難い状況にある。価格競争を回避し、付加価値の高い食材として認知されるためには、国内外の消費者に対して、表示の充実等によりその高い品質、安全性、生産に対するこだわりを確実に伝え、適切に理解してもらうことが不可欠である。

このため、WTOで議論されている地理的表示の導入と合わせ、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等の遵守を地域ぐるみで育ててきた農林水産品に対し地理的表示を与える制度について、国内企業等の既存の取組との調整を図った上で整備するとともに、国内外で散見される原産地を誤認させる商品との差別化を徹底し、農林水産業を振興する観点から、農林水産品のブランドの保護を強化していくことが重要であり、検討を進める。

【図2-III-4】

「地理的表示」による地域ブランドの保護・育成



<参考>我が国で保護している「地理的表示」の例:「白山菊酒」



(財)石川県産業創出支援機構「イシコ Vol.30」より転載

石川県白山市の酒造メーカー5社が、ブランドネームを「白山菊酒」と定め、平成17年8月に白山菊酒呼称統制機構を設立。米や水、製法等についての統一基準を定めた。平成17年12月に国税庁が「白山菊酒」を「地理的表示」の保護対象として認定。

※フランスでは地理的表示による保護対象が農業製品、ワイン、チーズ、バター等多岐にわたる一方、日本においてはぶどう酒、蒸留酒、清酒についてのみが保護対象。

③ 観光立国の実現に向けた取組による地域活性化

我が国において世界に例を見ない水準の少子高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を実現するものとして、観光は従来にも増して極めて重要な役割を担っている。特に、その経済効果にかんがみると、観光は旅行業、運輸業、宿泊業及び飲食業等の観光関連産業のみならず、農林水産業や商工業等の幅広い産業の成長や雇用機会の増大に大きな波及効果をもたらし、地域経済の活性化に寄与する21世紀の有力な成長産業として大きな期待と関心を集めている。

こうした状況にあって、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数との間に存する著しい差異のほか、国民のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした観光旅行者の需要の高度化、少人数による観光旅行の増加等の観光旅行形態の多様化、観光分野における国際競争の激化、といった近年の諸情勢の変化への的確な対応が求められている。

このため、自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等の地域資源といった新たな観光魅力の発掘や、これらを生かした観光体験プログラム等のコンテンツの充実、地域ブランドの振興、観光振興を担う人材の育成や域内外とのネットワーク強化のための交通アクセスの改善等の受け入れ環境整備、地域の民間組織、地方公共団体、地域住民等の関係者と幅広く連携して行う知恵と工夫に富んだ観光まちづくりといった取組を強力に支援する。これにより、観光交流人口を拡大させ、地域経済の活性化を図る。

1) 国際観光の振興

ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトや日中韓の観光協力の推進等により、2010年に1000万人の外国人旅行者を受け入れるとの目標を確実に達成する。2020年に訪日外国人旅行者200万人を目標とする中長期的戦略の策定に向けた検討を進める。

また、「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」(平成19年5月策定)に基づき、国際会議適地としての認知度向上プロモーションや誘致・開催に係るソフトインフラの整備などに取り組む。

2) 観光圏の整備

地域への経済効果の高い宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上の滞在型観光を促進するため、地方自治体、観光関係団体、農林漁業団体、NPO等の幅広い関係者が一体となった観光圏整備の取組を支援する。

【図2-III-5】

観光による地域振興の事例～滞在力のあるまち～

1. 泊まって楽しめる価値のあるまち

○「宿」は、家族・個人客を満足させるソフト・ハード両面の魅力を持つ【黒川・由布院・湯平】。
○「宿」は、「街」の持つ多様な機能と融合し、「街歩き」＝「外湯・お土産・商店街・伝統的なまちなみ・地産飲食店などの回遊」ができるようにする【鳴子温泉郷・豊岡・城崎・出石】。



地:本県黒川

2. 「連泊・転泊」に耐えうる中1日の滞在メニューのあるまち

○「ここに来て良かった」と満足できる、「コトがたり」可能な質の高いガイド付き体験・学習・交流メニューを地域の仲間で創り込む【高野・熊野・松浦】。
○滞在メニュー参加を促すよう、地域の集客ポイントで、「営業」＝「選別された情報をタイミングのよく提供し、積極的にエスコート」をやる【鳥羽・唐津】。



地:本県鳥羽

3. 観光圏の広さに応じた便利で快適な周遊環境の整備

○ガイド付きコミュニティーバス、地域資源を演出した列車など「自由度」と「快適度」を重視した二次交通に改善する【弘前・五所川原・西津軽・山中温泉】。
○国内観光の主流たる自動車旅行がしやすいよう、「日本風景街道」などにより、美しい沿道景観、休憩・駐車スポット、リアルタイムの観光情報など観光圏内の地域間で協力して整える【富良野・美瑛・中海・穴道湖・大山圏域】。



地:本県鳥取・島根・中海・宍道湖・大山圏域

出典:地域いきいき観光まちづくり2008(国土交通省)

3) 地域資源の持続的かつ積極的活用

地域の特色ある産業等を観光・集客資源として活用し、観光・集客サービスの集客力を強化する地域ぐるみの取組を支援する。

国、地方公共団体、NPO、地元住民及び民間企業等の広範な関係者の協力体制による国立公園等の保全管理を推進するとともに、我が国の優れた自然とのふれあいの推進を図るため、環境にやさしく、安全、快適な散策路等の整備を進める。

また、地域の人材の育成、ノウハウの集約や技術提供などを行い、地域の活性化につながる質の高いエコツーリズムを推進するとともに、持続的に成長・発展する社会の実現の基盤となる自然と人間の共生の在り方を学ぶため、多種多様な自然や風土を有する我が国の特徴を活かした自然体験の機会と仕組みづくりの推進、自然体験活動の拠点の整備を図る。

4) 国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供

我が国の優れた自然の風景地である国立公園の見所や利用案内等を掲載したホームページ、国立公園や美しい自然を紹介したパンフレットの充実を図るとともに、これらの外国語版も作成し、国外に向けた情報発信を推進する。

また、国立・国定公園等における公園利用施設の整備に当たり、外国人

に向けたインフォメーション機能の強化を図る。

5) 観光産業の国際競争力の強化

観光産業の生産性向上を図るため、新たなビジネスモデルの構築を支援する。そのノウハウを普及啓発するため、業務の共同化・効率化等に関する実証事業を実施する。

新しい形態の旅行商品の創出と流通を促進するため、地域密着型のニューツーリズムに係る実証事業を行う。また、旅行商品化を進めるための留意点等をまとめたマニュアルの策定、「ニューツーリズム」旅行商品の流通促進のためのデータベースを構築する「ニューツーリズム創出・流通促進事業」を実施する。

6) 観光分野における人材育成

「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」において情報の共有化及び連携方策を検討する。また、同会議の下で「インターンシップ活用ワーキンググループ」や「教育内容に関するワーキンググループ」を開催し、観光地や産業界へのインターンシップを推進するための枠組みの検討、大学側における教育内容の検証に資する産業界等のニーズの体系的整理、教育内容の充実に向けた産学官の連携のあり方の議論を行う。これを踏まえて、人材育成に関する積極的な取組を行う。

7) 観光に関する統計の整備

観光旅行促進等の施策を検討するための基礎資料として、平成15年度から実施している「旅行・観光消費動向調査」及び平成19年から実施している「宿泊旅行統計調査」について、調査対象の拡大や調査項目の追加など更なる充実に向けた検討を行い、平成22年から実施する。また、日帰り旅行者に関する統計等その他の観光旅行者に関する統計について、都道府県が行っている統計調査を踏まえつつ、地方公共団体が採用可能な共通基準を作成し、平成22年からの共通基準での調査実施を目指す。

④ 建設業の構造改革と新たな展開

建設業は、建設投資の急激な減少や価格競争の激化、今年に入ってからの鋼材や燃料油等の資材価格の高騰等により、その取り巻く環境が大きく変化している。建設業が国民経済や地域社会に更なる貢献を果たしていくためには、構造改革を促進していくことが必要である。

このため、総合評価方式の拡大、ダンピング対策等による適正価格での契約

の推進、入札ボンドの拡大など技術と経営による競争を促す入札契約制度の導入を推進する。あわせて、CM方式等の多様な調達手段の活用など対等で透明性の高い建設生産システムの構築、法令遵守の徹底など公正な競争基盤の確立、経営力の強化の促進、優秀な技術者・技能者の評価・処遇の改善などものづくり産業を支える人づくりを推進する。

その際、地域の建設業が厳しい経営環境に直面していることを踏まえ、資金調達の円滑化、経営相談の充実等を図る。建設業の地域総合産業化を推進するため、農業・介護・人材派遣業など、地域の経済・雇用への波及効果が高く、地域に密着した新分野への進出を支援する。

⑤ 「安全・安心社会」の礎となり活力ある地域社会の実現（地域力創造・IT利活用による地域活性化・災害に強い社会の実現）

都市圏を中心に核家族世帯の増加が進み、従来型の地域ネットワークは弱体化・解体されたと指摘されている。ところが、近年になって、経済の将来見通しが立ちにくい中、急速な高齢化の進展、公共サービスの縮小等で将来に対する安心は失われている。地域の持続的な発展に向けて、人材の活性化、地域間交流の推進、住民力の涵養と安心して暮らせる地域づくり等の地域力を高める施策を推進し、定住を支える「安全・安心な」地域社会を形成することが求められている。

地域の社会的課題は非常に多様化している。こうした中、生活環境の向上を実現していくためには、地域の住民や各種グループが連携し、主体性をもって、地域コミュニティの再生に取り組むことが重要である。

1) 地域活性化の戦略的展開

「地方再生戦略」（平成19年11月地域活性化統合本部会合了承）及び「都市と暮らしの発展プラン」（平成20年1月地域活性化統合本部会合了承）に基づき、地域活性化に取り組むNPO法人、地方公共団体、官民連携協議会等の発意による意欲的な取組を構想段階から支援する「地方の元気再生事業」の実施等により、地域の主体的な取組を国が全面的に応援する。

あわせて、地域の活性化を図る重要な手段である都市再生、構造改革特区、地域再生、中心市街地活性化の更なる推進を図る。

2) 地域力創造を通じた地域活性化

地域を活性化するためには、地方圏への人口定住を図ることが重要である。こうした観点から、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市

と周辺市町村が協定を締結して、圏域ごとに生活に必要な機能の確保や、人口の流出抑止に相互に連携して取り組む「定住自立圏構想」を推進する。

また、地域がその活性化に主体的に取り組む上で、人材の育成・活用が極めて重要である。地域力の基本は人材力である。このため、「頑張る地方応援プログラム」等により地域人材を活性化するとともに、都市・農山漁村の教育交流、都市から地方への移住・交流等の地域間交流の推進に取り組む。これらの取組を通じて、自らの課題を自らの知恵と能力で解決する住民力の涵養を図り、地域コミュニティの再生に取り組む。

安心して暮らせる地域をつくるため、新たな過疎対策、地域医療対策、地域におけるICTの利活用、地域防災力の強化等の施策を推進していく。

また、地域経済の活性化や地域の活力の再生のために必要な道路等の基盤の構築を重点的かつ効率的に推進する。

3) 地域IT企業とユーザーの連携による地域活性化（地域イノベーションパートナーシップ）

地域の中小企業のIT化ニーズを的確に捉え、業種、業態に応じてその事業の実態に即したきめ細かなIT化を持続的に推進していくことができる体制整備を広域地域経済圏単位で構築することも急務である。このため、地域ITベンダ間の連携を促進し、優れた人材の確保や育成、高度技術の習得、共同開発などの取組を活発化させるとともに、地域の中小企業と地域のITベンダが触れ合い、交流するための場を設ける。具体的には、広域地域経済圏ごとに、地域の中小企業とITベンダが主導して維持、運営する「地域イノベーションパートナーシップ」の設置を促進し、情報交換や情報共有などの相互協力を強化することを通じて、ITの利用と供給の好循環を生み出し、地域イノベーション創出のための基盤づくりを行う。

また、地域におけるICT基盤の一層の整備と利活用の促進を通じ、ブロードバンド網や携帯電話等エリアにおけるデジタル・ディバイドの解消を推進し、産業の活性化等を図るとともに、児童・高齢者の見守り支援を始め地域の医療・介護・福祉サービスの充実、地域情報プラットフォーム等を活用した使い勝手の良い電子政府・電子自治体の実現など、都市と地域の格差を是正し、地域における生活の質の向上を図る。

4) ICTによる成長力強化

「ICT成長力強化プラン」（平成20年5月23日）に基づき、官民連携の下、地上デジタル放送やブロードバンド等の情報通信基盤の整備及びその徹底活用を進め、2011年までに経済社会・地域とICTの融合を目指す。

5) ソーシャルビジネス／コミュニティビジネスの活動強化

従来の行政サービスに追加的・代替的な機能を提供し、地域コミュニティの安心・安全を強化し、また、将来の人口構造下で新規事業の源と雇用の受け皿を提供するソーシャルビジネス／コミュニティビジネスの活動を支援する。特に、その経営基盤が脆弱な場合が少なくないことから、先進的な取組を評価し、事業の潜在性を金融機関等に効果的に紹介する環境整備を図る。

【図2-III-6】

ソーシャルビジネスの事例

(株)いろどり(地域資源活用)

料亭やホテル・旅館、居酒屋で使われる料理の「ソマモノ」として主に70歳代の高齢者を中心とした農家が地元の山にある葉っぱや草花を出荷する事業。徳島県上勝町で、農協職員が仕掛けとなり、86年に始まった。現在では、約180戸の農家が、年商2億5千万円を売上げ、全国シェアの8割を占めるなど市場の信頼も厚く、強い競争力のある町の主力産業となっているとともに、町で寝たきりの老人は2人しかおらず、介護タクシーやも増加するなど、売上以上の経済効果を生んでいる。



NPO法人 フローレンス(病児保育)

フローレンスは、地域において子育てを終え、子育てに関するノウハウを持った母親を保育スタッフとして数多く登録することで「脱施設(自宅預かり保育)」を図り、また「月会費制(利用者の共済型モデル)」とすることにより、経費削減と収入の安定化を図るビジネスモデルを確立。サービス開始当初は東京の江東区と品川区に限られていた事業範囲が、高いニーズを受けて現在都内11区にまで対象範囲が拡大。



有限会社ビッグイシュー(ホームレス自立支援)

有限会社ビッグイシューは、雑誌「big issue」を月2回発行し、ホームレス限定の販売員が雑誌を販売。一冊300円の売上のうち、160円が販売員の収入となる。現在までに販売登録者は650名あまり、うち50人以上のホームレスが自立した。大阪だけで展開されていた事業が現在では全国11の都府県で展開。毎号3万部以上を売り上げている。



NPO法人えがおつなげ(都市農村交流)

山梨県北杜市と協働で構造改革特区制度を活用し、地域に広がる遊休農地約3haをえがおつなげが賃貸し、全国の都市から集まつた延べ約500人年の農村ボランティアたちによって人手で開墾を行い、農地の再生、農産物の生産を行っている。また、多様な都市農村交流型の各種体験プログラムの展開、大学との連携による自然エネルギーの研究開発、農村人材の育成など持続可能な農村地域社会の形成や地域の活性化に取り組んでいる。



6) 日本の美しい村の選定

豊かな自然や優れた景観を有するだけでなく、地域独自の持続可能なライフスタイルを醸成し、地域コミュニティが生活する場としての総合的な魅力を高めることも重要である。こうした取組は観光資源の確保の上からも期待される。優れた事例を、「美の里づくりコンクール」、「立ち上がる農山漁村」、「オーライ！ニッポン大賞」などを通じ、日本の美しい村を選定する。

7) 地域の活力を生み出す公共交通の活性化・再生、利便増進

地域コミュニティの活性化を図るため、鉄道、コミュニティバス・乗合タ

クシー、旅客船等の地域公共交通に関して、市町村、公共交通事業者、地域住民等による地域の創意工夫ある自主的な取組に対する支援の充実を図る。また、個性と工夫に満ちた地域社会の再生・活性化等のための円滑な人の交流の実現を目指し、整備新幹線の整備、地方鉄道活性化支援等を進めるとともに、鉄道駅を利用する高齢者、障害者を始めとした移動制約者等の移動の円滑化を図るため、バリアフリー化を進める。快適でゆとりある都市生活を実現するため、都市機能を支える都市鉄道の利便増進、鉄道駅の総合的な改善、LRTシステムの整備を図る。また、通勤・通学時の混雑緩和、都市内交通の混雑解消に向け、地下鉄等都市鉄道の整備を着実に推進する。過疎化等により維持が困難となっている地方バス路線の維持・確保、BRT（Bus Rapid Transit）の導入促進、地域のニーズに応じたバス・タクシーのバリアフリー化などを推進する。

8) 災害発生時等における社会システムの維持と企業活動の継続性の確保

持続ある経済成長を進めていくためには、大規模災害の発生時にあっても企業活動・社会活動の継続性が確保される、いわゆる「安全・安心な社会システム」を実現することが不可欠である。もともと我が国の自然災害リスクは他の国に比べて高いが、地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨や台風の激化、海面水位の上昇などにより、災害の発生頻度の増加や規模の大型化など災害リスクが増大することが懸念されている。

こうした懸念に対応するためには、個々の企業におけるBCP（事業継続計画）の取組だけでは不十分である。災害を予防し、災害発生時の早急な復旧により被害を最小限に抑えることにより、社会システム、都市機能を維持することが重要である。

現在、効率化、コスト削減の取組の中で企業間の結びつきが強まるとともに、情報システムへの依存が増大している。災害発生時に加え、火災・爆発、大規模なシステム障害等の事故発生時に、「如何に事業を継続させられるか」について対策を講じておくことも重要である。

以上を踏まえ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。また、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、公共施設や建築物等の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。

⑥ 地域の実力を「見える化」する取組の推進

以上のような取組を刺激するためには、地域間の比較を全国的、国際的な視点から行い、各地域が自らの位置づけを認識するきっかけを提供することがま

ず重要である。例えば、通勤圏など、日常の生活、通勤・通学等の行動範囲と重なる面的広がりが、市町村の行政区域を越えて1つの経済社会的なまとまりを形成していることを踏まえ、地域経済の現状や生活環境・交通インフラを含む広い意味での事業環境について定量指標等を用いて比較・分析する試みを強化すべきである。

他方、必ずしも定量的に表れない地域の強みや魅力については、表彰制度や認定制度を用意してこれを伝える取組を積極的に評価することが重要である。このため、例えば、地域の生産基盤を支える生物多様性の保全を重視して生産された農林水産物の大切さを分かりやすく紹介する取組等を支援する。

今後も、関係省庁が連携して新たな視点で優れた事例を選定する取組を更に強化・普及させるとともに、こうした取組を支援する金融機関を始めとする関係者に説得力を持った情報発信がなされるよう、その手法を高度化する。